

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第193号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年10月30日 04時00分ごろ
発生場所	山口県光市牛島北東岸 周防牛島灯標から真方位162°920m付近 (概位 北緯33°51.84′ 東経132°01.22′)
事故等調査の経過	平成26年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{かず} 和丸、19トン 273-6580広島、株式会社高升船舶工業（船舶所有者）、 坂本海運株式会社（船舶借入人） B 台船 ^{ほうじゆ} 宝珠、不詳 なし、内海船舶有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船底及び両舷ビルジキールに擦過傷、プロペラ翼に曲損 B なし
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、A船の船尾方に船体ブロック約400tを積載したB船を繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長が単独の船橋当直につき、自動操舵により約5ノットの対地速力で牛島東方沖を西進した。 船長は、GPSプロッターを見て、右転する予定変針場所まで距離があるので、トイレに行った後、機関室の見回りを行う時間があると思い、平成26年10月30日03時30分ごろ、我慢していたトイレに行った後、機関室の見回りを行って船橋に戻ってきたところ、牛島が間近となっていることに気付き、右舵約15°を取った。 A船引船列は、04時00分ごろ、A船が牛島北東岸に乗り揚げ、B船がA船の船尾に衝突した。 船長は、機関を後進にかけたが離礁できず、船内を確認したところ、プロペラ軸付近からの浸水を認め、僚船に連絡した後、海上保安庁に事故の通報を行った。 A船は、来援した引船により離礁して付近に投錨し、潜水士による船底調査を受けた後、山口県田布施町の造船所までえい航された。 B船は、僚船により山口県徳山下松港までえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2m/s、視界 良好

	海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	<p>A船の喫水は、船首が約1.2m、船尾が約2.3mであった。</p> <p>A船は、船橋当直を船長及び小型船舶操縦免許を有する甲板員による単独当直の2直制としていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターのレンジを約4海里（M）とし、レーダーのレンジを約1.5Mとしていた。</p> <p>船長は、03時00分ごろから便意を催すようになった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>A船引船列は、牛島東方沖を西進中、単独の船橋当直についていた船長が、右転する予定変針場所まで距離があるので、トイレに行った後、機関室の見回りを行う時間があると思ひ、船橋を無人にして航行を続けたことから、牛島北東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、牛島東方沖を西進中、単独の船橋当直についていた船長が、右転する予定変針場所まで距離があるので、トイレに行った後、機関室の見回りを行う時間があると思ひ、船橋を無人にして航行を続けたため、牛島北東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、船橋を無人にしないこと。 ・船橋当直者は、体調管理を適切に行い、体調不良の時は適法な資格を有する乗組員と交代すること。